



INTERNATIONAL BANKERS ASSOCIATION OF JAPAN

2026 年 10 月 5 日（月）

株主確認制度に関する提言

はじめに

一般社団法人国際銀行協会（「当協会」）は、銀行、証券及び資産運用の各業務にわたり、日本で事業を展開する外国金融機関の利益を代弁する唯一の業界団体として、株主確認制度の導入に向けた検討を歓迎する。

当協会は、インベストメントチェーンの透明性向上がもたらす効果を認識しており、株式会社と株主の間の建設的な対話を促進するための取組を支持する。同時に当協会は、新たな制度は、国際的な投資及びカストディチェーンの実務を十分に踏まえた上で、制度目的に照らして均衡のとれたものであり、その運用に予見可能性が確保され、かつ、世界の主要法域にて確立している実務と整合的なものであるべきと考える。

こうした観点から当協会は、現在検討されている制度案の一部、特に株主確認情報の提供義務違反に対する制裁としての議決権停止について、法務省が再検討することを要望する。

株主確認制度案

法務省は現在、相互に補完的な二つの株主確認制度の導入を検討している。

1. 株式会社の請求に基づく株主確認

第一の制度では、株式会社が株主確認を請求することができ、仲介機関はかかる請求にて求められる情報を提供することが義務付けられる。

情報を提供しない又は不正確な情報を提供した仲介機関又は株主に対する制裁として、当初、過料を科すことが検討されていた。これに加えて、最近法務省は、議決権の停止を新たな制裁として導入することを提案した。

2. 株主による大量保有報告

第二の制度では、株主に対して、一定割合以上の株式保有について株式会社及び関係当局への通知を義務付けることが想定されており、これは、我が国の金融商品取引法に基づく、株式等の保有割合が5%を超える場合の現行の大量保有報告制度と概ね同様の仕組みである。現在の制度案では、この通知義務に違反した場合、議決権が停止されることとなっている。

法務省は、2026 年末までに制度全体の枠組みを取りまとめ、2027 年春の通常国会への改正会社法案の提出を目指している。制度の施行は、その数年後になる見込みである。

当協会の提言

当協会は、透明性の向上及び株式会社と株主の間のより実効的な対話の促進という制度趣旨を支持する。一方で、現在提案されている制裁のあり方については重大な懸念を有している。当協会は、いずれの制度においても、議決権の停止を一般的な制裁として導入すべきではないと考える。

1. 第一の制度：株式会社の請求に基づく株主確認

当協会は、第一の制度において、議決権停止を削除し、義務違反に対しては、過料を主たる制裁とすることを提言する。

(a) 国際的に確立された実務を超える議決権停止

金融市場の秩序ある機能を確保するためには、規制における制裁が実効的に執行されることが不可欠であり、当協会は、意図的な違反行為に対しては、適切な制裁を講じることが妥当な場合があることを認識している。

しかしながら、株主確認制度の本来の目的は、透明性を高め、株式会社と投資家の間の建設的な対話を促進することにある。当協会は、この目的は、主として制裁に依拠する枠組みによってではなく、コーポレートガバナンス・コードの「コンプライ・オア・エクスプレイン」の考え方を含み、我が国のプリンシプルベースのコーポレートガバナンスの枠組みの中で実現されるべきと考える。

また、過料と議決権停止を併せて科す制度は、世界の主要法域で広く採用されている制度には見られないものである。したがって当協会は、議決権停止を追加的な制裁として導入することは、株主確認制度の目的に照らして過剰であるとする。

(b) 意図せざる不利益を投資家にもたらすことを回避

提案されている制裁は、故意の不正を行っていない又は情報提供を拒否していない投資家に対しても悪影響を及ぼす可能性がある。

特に、以下に掲げる場合において議決権が停止されるおそれがある。

- 多数の投資家のうち、一部の投資家のみが必要な情報を提供しなかった場合
- 情報の不提供又は伝達不備が、投資家自身ではなく、仲介機関又はその他の仲介者による誤り又は不作為に起因する場合

複数の仲介機関等が介在する国際的なインベストメントチェーンにおいては、情報の提供及び伝達に係る責任が複数の当事者に分担されている場合がある。したがって、投資家の議決権に影響を及ぼす制裁を適用するに当たっては、義務違反がどの段階で生じたのか、また、その違反について当該投資家に帰責性があるのかについて十分に精査されるべきである。

当協会は、新制度の導入に当たっては、適切かつ誠実に対応した投資家が不当に不利益を被ることのないよう、制度設計されることが重要であるとする。

2. 第二の制度：株主による大量保有報告

当協会は、大株主による通知義務違反に対して議決権を停止するという制度案についても懸念を有している。

当協会は、以下の措置が検討されることを提言する。

(a) 所定の要件を満たす金融機関に対する適用除外

当協会は、株式会社のガバナンスに積極的に関与しないことを条件として、金融機関を議決権停止の適用対象から除外することを提言する。

適用除外の要件としては、株式会社のガバナンス又は事業活動に重大な影響を与え得る事項について、金融機関が自ら又は投資家を通じて間接的に、提案を行い又は提案に関与するなどの積極的な働きかけを行わないこと等を定めることが考えられる。

このようなアプローチは、2020年の外国為替及び外国貿易法（外為法）改正の際に導入された枠組みになぞらえることも出来る。同制度は、金融機関に予見可能性と法的安定性をもたらし、国際的なインベストメントチェーンに不必要な混乱を生じさせないことに寄与した。

当協会は、このような外為法改正における考え方は、均衡のとれた株主確認制度を構築する上で有用な先例となり得るものであり、広範に議決権を停止する仕組みに代えて検討されるべきであると考ええる。

(b) 適切な手順の確立

当協会は、現在提案されている制度の下では、投資家の議決権を停止するか否かについて、株式会社に大きな裁量が与えられる可能性についても懸念している。

制度案において株式会社は、株主による義務違反があったと判断でき、議決権の停止について関係する仲介機関に通知し、その後仲介機関が当該投資家に通知する仕組みが想定されている。また、こうした判断については、株式会社の取締役会決議を要することとされている。

議決権の停止が投資家に重大な影響を及ぼし得ることを勘案すると、当協会は、制度の透明性、一貫性、及び公正性を確保し、議決権停止が不適切又は過剰に用いられるリスクを減らすためには、適切な手順を制度に組み込むことが必要であると考ええる。

- 株式会社の株主全体又は他の株主の共同の利益を実質的に害する場合に限り、当該投資家による議決権が停止されるべきである。
- 議決権停止の通知においては、その判断の根拠を明示し、当該投資家による議決権の行使を認めることが、なぜ株主共同の利益を害することとなるのかについて、明確な説明がなされるべきである。
- 議決権停止の効力が生じる前に、当該投資家が、停止される根拠を十分に理解し、必要に応じて異議を申し立てることができる適切な機会が確保されるべきである。

これらの手順を設けることにより、株主の正当な利益を保護するために必要かつ相当な場合に限って議決権が停止されることが担保されるものとする。

むすび

当協会は、日本の資本市場の透明性を高め、株式会社と投資家との建設的な対話を促進する株主確認制度の導入を支持する。

同時に、その制度が実効的に機能するためには、国際化が一層進む投資及びカストディチェーンにおいて、予見可能かつ効率的に運用されることが不可欠である。このため、当協会は法務省に対し、最終的な制度設計において以下の点が確保されることを要望する。

1. 株主確認制度の目的に照らして均衡のとれた制度とすること
2. 投資家、仲介機関その他の仲介者それぞれの責任を適切に考慮すること
3. 義務違反について責任を有しない投資家に制裁が及ぶことを回避すること
4. 可能な限り国際的な実務との整合性を確保すること
5. 議決権を停止する場合には、適切な手順を踏むべきこと

当協会は、日本のインベストメントチェーンの効率性と公正性を保ちつつ、透明性及び株式会社と投資家との対話を一層促進する株主確認制度の構築に向け、クロスボーダー市場に関する知見と実務経験を活かし、今後も貢献していく所存である。